

「石手川ダム水質検討委員会」規約（案）

（名称）

第1条 本委員会は、「石手川ダム水質検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、石手川ダム湖水においてアオコ及びカビ臭原因物質を発生させている藍藻類の発生原因及びダム湖水質保全対策について、学識経験者・行政関係機関から意見・助言をいただいで検討を行うことを目的とする。

（委員会）

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。
2 委員の任期は3年を原則とし、再任は妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員間の互選によってこれを定める。
2 委員長は会務を掌理する。
3 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、四国地方整備局松山河川国道事務所に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。
2 委員会は原則公開とする。

附則

この規約は平成〇〇年〇月〇日より施行する。

(別紙)

石手川ダム水質検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	委員氏名	職 名
学 識 経 験 者	治多 伸介	国立大学法人 愛媛大学 農学部 教授
	天野 邦彦	一般財団法人 水源地環境センター 研究第三部 部長
	岡本誠一郎	国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ 水質チーム 上席研究員
行 政 関 係	竹田 正明	松山市公営企業局 管理部長
	横尾 和博	国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 事務所長

事務局

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所